

芸術家等の定住・移住推進に向けた市営住宅活用制度補助金交付要綱

制定 令和8年7月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、芸術家等の定住・移住推進を目的として、市営住宅の改修に対して交付する補助金に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付業務の委託)

第2条 京都市は、本補助金交付業務の受託事業者に対し、次の事項を委託する。

- (1) 補助金の交付に関すること。
- (2) その他本制度の実施に関し、市長が特に必要と認めること。

(補助金額)

第3条 補助金額は、予算の範囲内において、1戸当たり、改修に要した費用の5分の4（上限300万円）とする。また、「お試し移住用」として改修した場合は、改修費に加え家具・家電購入費を1戸当たり50万円を上限に補助金を交付する。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、次に掲げる個人、団体等とする。

- (1) 芸術家等の定住・移住推進に向けた市営住宅活用制度の事業者として選定された者。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は対象としない。
- (1) 市税及びその他の租税を滞納している者
 - (2) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者
 - (3) 本市が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業は、芸術家等の定住・移住推進を目的として、市営住宅の改修を行う事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業は対象としない。

- (1) 公序良俗に反する事業又は反するおそれがあると認められる事業
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業
- (3) 本市が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある事業

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、別表に掲げる経費とする。

(交付申請等)

第7条 条例第9条の規定に基づき交付を受けようとする者は、別に定める事項を記載した交付申請書（第1号様式）を、市長に提出しなければならない。

2 条例第9条に規定する市長等が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業費の内訳が分かる書類
- (2) 改修内容が分かる書類（工程表、施工箇所、施工内容等が分かるもの）
- (3) 他の機関からの補助金・助成金等を受ける場合、その内容が分かるもの
- (4) 団体等の場合、定款、法人登記簿謄本及び会社概要

3 補助金の交付を申請しようとする者は、消費税法上の課税事業者である場合は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定等）

第8条 市長は、交付申請書を受理した日から30日以内に、前条に掲げる申請に係る書類に基づき内容を審査し、条例第10条各項の決定をするものとする。ただし、申請額の総額が予算を超えた場合、申請に不備がある場合、その他特段の事情がある場合はこの限りでない。

2 市長は、条例第10条第1項及び第2項の規定により、補助金の交付を決定したときは、条例第12条第1項の規定に基づき、交付決定通知書（第2号様式）により、通知するものとする。

3 市長は、条例第10条第3項の規定により、補助金を交付しないことを決定したときは、条例第12条第2項の規定に基づき、不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（申請事項の変更）

第9条 交付決定の通知後、補助事業等の内容の変更を行う場合は、速やかに別に定める事業変更承認申請書（第4号様式）に変更後の改修内容が分かる書類、事業費の内訳が分かる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 条例第11条第1項第1号に規定する、あらかじめ市長の承認を必要としない軽微な変更は次に掲げる変更以外のものとする。

- (1) 補助事業の中止又は廃止
- (2) 補助金額の増額

(3) 補助対象経費の30%を超える増減

(4) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、事業変更承認申請があったときは、これを審査し、やむを得ないと認めるときは、これを承認し、その旨を事業変更承認通知書（第5号様式）により通知するものとする。ただし、補助事業の実施年度の変更については、これを認めない。なお、事業内容や経費配分等を著しく変更したときは、補助金の減額や交付決定の取消を行うことがある。

4 交付決定の通知後、原則として事業の中止をすることはできない。ただし、天災や感染症の拡大による活動自粛要請などの社会的状況によって実現が難しい場合等を除く。

(申請の取下げ)

第10条 第8条第2項の規定により交付の通知を受けた者は、条例第13条第1項の規定により、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき等は、交付額の確定通知を受けるまでに、申請取下げ届（第6号様式）を提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 市長は、申請取下げ届（第6号様式）の提出があったときは、これを審査し、やむを得ないと認めるときは、これを承認し、その旨を申請取下げ承認通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 条例第18条第1項の規定による報告は、補助事業の完了後1箇月以内又は補助事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実績を記載した報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業費の内訳が分かる書類

(2) 改修内容が分かる書類（補助事業の完了後（隠ぺい部については施工中）の状況を示す写真（補助対象工事部位ごとの写真）、当該写真の撮影位置及び方向が分かる書類等）

(3) 他の機関からの補助金・助成金等を受けた場合は、その金額が分かるもの

(4) 改修工事の適法性を証明する書類

3 前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付額の確定)

第12条 市長は、前条第2項の規定による報告を受けた場合においては、実績が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか審査し、適合すると認めるときは交付額を確定し、交付額確定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金の支払は、補助金の額を確定した後に行うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第9号様式)により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(補助金の請求)

第15条 第12条の交付額確定通知後、補助金の交付を受けようとするときは、請求書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第16条 条例第17条第1項に規定する市長等が定める期間は、事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間とする。

2 前項に規定する書類は、保存期間が満了するまでの間に市長の求めがあった場合は、速やかに提出しなければならない。

(事業等の遂行)

第17条 交付を受けた者は、法令の定め、交付の決定の内容及びこれに付された条件並びにこの要綱に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって事業を行わなければならない。

2 交付を受けた者は、補助金を他の用途に使用してはならない。

(決定の取消し)

第18条 条例第22条第1項に規定するほか、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることがある。

- (1) 申請内容に、虚偽その他不正の事実があったと認められるとき。
- (2) 申請のあった事業計画の内容を実施する見込みがないと認められるとき。
- (3) 所定の期間内に事業の実績が分かる書類又は関係資料の提出がないとき。
- (4) 実績報告を受けた事業内容が、事業計画の内容と著しく異なり、かつ、制度の趣旨を損なうものであると認められるとき。
- (5) 補助金の使途がふさわしくないと認められるとき。
- (6) 申請者が刑罰法令に触れる行為をするなど、本市が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがあるとき。
- (7) その他この要綱に基づき提出された資料に虚偽のあるとき。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は文化市民局長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

第6条 別表（補助対象経費）

費目	項目	
調査設計計画費	住宅の整備に伴う設計・工事監理費	
建築工事費	主体工事費	建築主体の工事に要する費用をいう。
	屋内電気設備工事費	屋内の電気その他の配線工事及び器具（配電盤を含む）の取付けに要する費用をいう。ただし、家電製品で建築物と分離が容易な冷暖房器具や照明器具を除く。
	屋内ガス設備工事費	屋内のガス設備の配管工事及び設置工事に要する費用をいう。
	屋内給排水衛生設備工事費	屋内の給水配管工事、排水配管工事及び衛生器具の取付けに要する費用をいう。
	屋内スプリンクラー設備工事費	屋内のスプリンクラー設備の配管工事及び器具取付け等に要する費用をいう。
	屋内換気設備工事費	屋内の換気設備の配管工事及び器具取付け等に要する費用をいう。
	屋内空調・冷暖房設備工事費	屋内の空調・冷暖房設備の配管工事及び機器設置等に要する費用をいう。ただし、家電製品として販売される壁掛け式エアコンを除く。
賃金	文化芸術関係者の居住環境の整備ため、文化芸術関係者の活動内容を理解するとともに、整備に必要な専門的な知識、経験又は技術を有する者が補助事業に従事する場合の賃金	
需用費 ※お試し移住用の居室分のみ	お試し移住に必要な家具・家電・日用品の一部 （家具：ダイニングテーブル、椅子、ベッド、カーテン 家電：冷蔵庫、洗濯機、炊飯器、電子レンジ、掃除機、テレビ、 冷暖房器具 日用品：食器、調理器具、寝具）	

（補助対象外経費）

食糧費	食糧費全般
共済費	雇用に伴う健康保険、年金保険、雇用保険等
団体が当然負担すべき経費	対象事業以外に係る人件費、団体等の運営経費（家賃、光熱水費、電話代等）
申請経費	本事業の申請に係る経費
対象期間外の支出	対象期間外に実施した事業に係る経費
その他	補助事業の実施に関連性のない経費 社会通念上、不適切と認められる経費や著しく高額と思われる経費